

## 質 問 回 答

2020年 1月 13日

「ウクライナ国行政サービス向上に向けた電子政府の実現に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2019年12月18日/公示番号:19a00778)について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番	当該頁項目	質問	回答
1	P.15 第2章特記仕様書案 4. 実施方針及び留意事項(5)	スタディツアーについてのバス車両や通訳者の備上以外にかかる費用(例えば現地でワークショップ/企業マッチングのイベントを開催する等)があれば、発生する費用についても契約変更の中で検討されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	P.21 第2章特記仕様書案 6. 成果品等(4)報告書作成にあつての留意点	個人情報の取り扱いに関連し、先方政府との説明・協議にかかる議事録については先方出席者名の明記まで必要でしょうか、もしくは担当・役職者名のみの記載でよいでしょうか。	面談相手となる先方政府関係者の意向も確認する必要がありますが、現時点では担当・役職者名のみを想定しています。
3	P.21 第2章特記仕様書案 6. 成果品等(4)報告書作成にあつての留意点	個人情報の取り扱い及びGDPRの対応に関連し、ウクライナ国の民間企業との議事録の提出を貴構から求められた場合、先方出席者名の明記まで必要でしょうか、もしくは担当・役職者名のみの記載でよいでしょうか。	面談相手となる先方企業関係者の意向も確認する必要がありますが、現時点では担当・役職者名のみを想定しています。
4	P.23 第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	業務量の目途について、提示された人月を上回る提案をすることは可能でしょうか。	可能です。その必要性・優位性についてプロポーザルで説明してください。

5	P.23 第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	評価対象者(ヘルステック)の担当を異なる号数の担当者で分割することは可能でしょうか。可能な場合は履歴書と類似業務経験の提出は必要でしょうか。	可能であり、また、両者とも評価対象となるため履歴書と類似業務経験を添付してください。プロポーザルにおいて分割することの必要性・優位性や両者の役割分担について詳述してください。
6	P.3 (4)共同企業体の結成の可否 P.23 (1)自社と雇用関係のない業務従事者の配置	外国籍法人との共同企業体の結成または同法人からの補強の配置を検討しております。共同企業体結成届または補強の同意書を作成する際には、当該法人の代表者印又は社印の押印が必要となりますが、外国籍の法人の場合は、押印の代わりに代表者の署名でも認められるでしょうか？	本邦に登記が無い法人の場合は代表者署名で差し支えありません。
7	p22 及び p26	「業務主任者/電子政府」と「業務主任者/ICT 政策」と異なる記載があるがどちらが正しいか。	「業務主任者/電子政府」が正となります。
8	P.14 (5)本調査の全体フロー	調査項目③に「②で特定した課題・ニーズに対し、本邦企業スタディツアー派遣(…)の結果も参照しながら、」とありますが、この段階では本邦企業スタディツアーは未実施だと思いますので、上記の結果参照は最終報告書作成に向けた対応でよいという理解で間違いはないか、念のために確認させてください。	ご理解のとおりです。
9	P.14 (5)本調査の全体フロー P.15 文末脚注 P.23 1)業務量の目途	本業務では、本邦企業を参加者とする「スタディツアー」の実施が想定されていますが、「旅行業」の登録事業者を調査団員として含めることを前提にお考えでしょうか。その場合、P.23 で想定する「業務量の目途」16.6MM の内枠で同登録事業者の業務を想定されていますでしょうか。それとも P.15 の文末脚注における「調査開始後に契約変更で対応する」という部分での再委託費用等として検討してよ	「旅行業」の登録事業者を調査団員に含めることを前提としてはいませんが、業務従事予定者としてプロポーザルにて提案いただくことは可能です。ただし、再委託として「調査開始後に契約変更で対応する」ことを想定しており、受注者はあくまでも調整のみを行い、参加企業が責任・費用を負担することを予定しています。

		<p>いでしょうか。 もしくは、別の方法を検討することも可能でしょうか。たとえば、国内で本邦企業向けのワークショップを開催し、「調査団員が●月頃に現地調査を実施するタイミングで現地ヒアリング調査に同席することを希望する企業様があれば、同席の調整をさせていただく」という形式で、現地渡航に関する責任は現地でのヒアリングに同席を予定された企業様に負っていただくことで、必ずしも旅行業の登録可否を問われないような形式での対応も可能だと考えておりますが、そのようなケースについて貴機構は提案内容として想定されておりますでしょうか。</p>	
--	--	---	--

(以 上)